

【GPA制度】

(目的)

第1条 この要項は、本学の専門課程における、GPA〔Grade Point Average〕制度について必要な事項を定め、学習到達度を客観的に評価することにより、教育の質保証を行うとともに、きめ細かい履修指導及び学修支援に資することを目的とする。

本学は学生達が主体的に学ぶことを支援するとともに、自らの学習目標の達成と向上めざして、成績を平均化した、GPA〔Grade Point Average〕を導入する。

このGPAによって学習の成果を把握し、その値に基づいて学生の学習に関する相談に応じ、指導を行うものです。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- ① GradePoint(以下「GP」という)は、秀・優・良・可・不可の評語による評価（以下「5段階評価」という）において、各評価に対し、あらかじめ付与された等級を表す数値をいう。
- ② GPAとは、対象授業課目の内、履修した課目について、あらかじめ設定されている単位数に当該課目の成績に応じてGP（4～0のいずれか）を乗じ、その合計ポイントを単位数の総和で割った数値をいう。
- ③ 学期GPA
当学期に履修し成績評価を受け、算出されるGPAをいう。
- ④ 年度GPA
当該年度を通じて成績評価を受け、算出されるGPAをいう。
- ⑤ 通算GPA
入学時から現在の学期まで、成績評価を受け算出されたGPAをいう。

(GP)

第3条 GPは、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」の各評価に対し、それぞれ4・3・2・1・0の順に付与する。合格評価は、必修課目は「良」、選択必修課目は「可」以上とする。授業課目の履修、定期試験の受験、又は定期試験に準ずる課題の提出等放棄した課目については評価を「不可」とし、GPを0とする。

合否区分	総合評価	評点区分(点)		到達目標	成績	付加するGP
合格	秀	100	90	完全に達成	極めて優秀	4
	優	89	80	ほぼ完全に達成	優秀	3
	良	79	70	概ね達成	良好	2
	可	69	60	最低限達成	最低の合格可	1
不合格	不可	59以下		達成していない	合格不可	0
		未受験・無資格含む				

※「未受験・無資格」とは、試験を欠席、あるいは必要時間数の不足により受験資格なしをいう。

(GPAの計算方法)

第4条 GPA は次の通り計算するものとし、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(例)GPA算出方法

課目名	評定	単位数	GP	
〇〇〇〇基礎	秀	2	4	2×4=8
〇〇〇〇実習1	不可	1	0	1×0=0
〇〇〇〇実習2	優	2	3	2×3=6
合計		5単位		14点(GPS)
$GPA = 14点 \div 5単位 = 2.8$				

※小数点第2位を四捨五入します。

2. 前項の「単位数」について、履修時間数30時間を1単位として換算し用いるものとする。

(GPAの計算対象)

第5条 GPAの計算対象は授業課目のうち、本学の5段階評価が適用され、かつ、その単位を本学の卒業要件に参入できるものを対象とする。

2. 前項に該当する授業課目に係る成績、履修単位数はすべてGPAの計算対象に含めるものとする。特に、不合格となった課目に係る履修単位数は、後に再履修し合格した場合にあっても一切除外しない。但し、以下の科目は適用除外科目でありGP [GradePoint] が付与されません。

- ①合格か不合格かだけを判定する授業課目
- ②編入学または転入学した際の単位認定課目
- ③他の学校との単位互換等で修得した課目

(GPAの通知および記録)

第6条 学生及び保護者等へのGPAの通知は、学期GPA・年度GPA及び通算GPAを各学期における成績と合わせて原則通知する。

但し、保護者等の同意を得て、成績通知を不要とする場合にはこの限りでない。

2. 学期GPA及び通算GPAは学績簿に記録するものとする。

(GPAの活用)

第7条 GPAを教育内容等の改善のための組織的研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別途定める。

附則

- 1 平成31年4月1日から施行する。